

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 保安規定変更認可申請（組織改正））【2】」
2. 日時：令和5年3月17日（火）10時30分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力部長※ 他15名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「組織改正に伴う変更」（補足説明資料）
- ・資料2 玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「組織改正に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。本日は川内玄海原子力発電所の、
0:00:08	組織改正に係る保安規定変更認可申請のヒアリングを始めます。
0:00:14	本日の資料は事前に九州電力から、
0:00:20	補足説明資料3の修正版ということで抜粋のものが、
0:00:28	出されています。それ以外に、全体の説明資料の更新版がありますけれども、
0:00:36	それは必要に応じて参照していきたいと思います。
0:00:42	今日の内容は、前回の、
0:00:46	2月21日に行いましたヒアリングでの確認事項についての回答が九州電力から提出されています。
0:00:55	2件ありますけれども、
0:00:59	とりあえず
0:01:01	事前には読んでいますけれども、
0:01:04	一つずつ、九州電力の方から説明をしていただいで一つずつ確認をしていきたいと思いますので、
0:01:13	よろしくお願いします。では九州電力の方説明を始めてください。
0:01:20	はい。九州電力本店の植村でございます。よろしくお願いいたします。先日、2月21日のヒアリングにおきまして、確認、
0:01:31	事項ございました点につきまして、今回の資料を用いてご説明をさせていただきます。
0:01:37	現在川内それぞれ補足説明資料3ということで、
0:01:42	まず、そ総括部門、
0:01:45	とのコンプライアンス業務の継続についてそれから、原子力部門の透明性の向上及び確保の多様な視点の取り入れがあると。
0:01:55	こちらの説明、
0:01:57	資料上、
0:01:58	酩酊の業務が完了し各管理部門に引き継がれていないように見えますと、ご指摘をいただきましたことから、資料を見直させていただいております。
0:02:08	まず、会社の概要ですが、総括部門のコンプライアンス業務の透明性向上及び他部門の多様な視点の取り入れにつきましては、
0:02:19	総括部も廃止後も、管理部門に引き継ぐこととしておりますので、
0:02:23	継続して業務を行います。そういった観点から、管理部門に引き継ぐこととしておりますので、継続している部分を説明資料3番。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	修正させていただいております。衛藤定額循環をしますが、補足説明資料 3 番の 2 ページ、2 ポツの原子力総括部門の廃止についてと、
0:02:47	(1)になります。
0:02:51	最初の、
0:02:54	前段では
0:02:57	そうそうあまり必要ないと記載もございましたので、見直すとともに、最後の、
0:03:05	2023 年、2020 年 3 月には、社外有識者で構成する原子力業務運営に係る点検助言委員会より、原子力に係る取り組みは、委員からの提言を反映しながら改善し、
0:03:20	他本部からの受け入れ等により、
0:03:23	透明性が行動している旨の報告がなされた。
0:03:26	この断面今後とも、本部の多様な視点を生かし、原子力に係る取り組みの透明性向上に係る活動を継続していくことを前提に、
0:03:37	原子力統括部門を廃止すると。
0:03:40	それから(2)の下段になりますが、原子力総括部の廃止後は、本部全体のコンプライアンス関連業務については、原子力管理部門に引き継ぐと。
0:03:52	いうふうに記載を見直しまして業務継続を明確にした次第でございます。
0:04:02	それから、すみません一つ目の説明はまだ続きますか。
0:04:09	いや、
0:04:10	これで終わります。はい、原子炉規制庁鈴木です。一つ目の説明が、を一旦区切ってですね。
0:04:17	確認をしていきたいと思います。
0:04:20	補足説明資料 3、2 ページ目で 2 ポツ両括弧 1 のところで、
0:04:30	コンプライアンス活動として挙げていた内容が、引き続き、
0:04:35	原子力管理部門の方で、
0:04:41	同じ活動を引き継いでいくということは理解しました。前回の資料を読んでいた時には、
0:04:50	他本部の多様な視点を取り入れるということと、透明性の向上という二つのコンプライアンス活動があるように、
0:05:00	見えていたんですけども修正した内容では、
0:05:05	目的としては、透明性の向上に係る活動、これが目的で、本部の多様な視点を取り入れるというのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:15	透明性向上のための手段の一つだということで書かれているように読めますので、若干その辺は、
0:05:25	誤認があったところでコンプライアンス活動としては1本だということで理解しました。それでよろしいですか。
0:05:35	九州電力植村ですその通りでございます。
0:05:38	原子力規制庁数日です。わかりましたここについては以上にしたいと思えます。では二つ目の説明をお願いします。
0:05:47	はい。継承電力ウエムラです。
0:05:51	前回いただいた、もう一つの
0:05:54	確認内容でございますが、減収原子燃料部門の公安規定上の業務が、調達先の評価先生等と書いてある一方で、
0:06:03	説明資料は、調達業務と記載されているため、具体的な業務内容を確認し反映することといただいております。で、その中で2月28日に提出させていただいて、
0:06:16	きました資料に基づき説明させていただきますが、
0:06:22	まず、資料の下の方に、
0:06:26	原子の原子力技術部門、
0:06:29	原子燃料部門の業務内容の流れ、フローとしまして、原子燃料調達等の業務の流れを記載させていただきました。
0:06:43	(2)の、失礼しました。補足資料3、1ページ(2)の原子燃料部門の
0:06:52	原子燃料部門業務の実施状況というところでございますが、原子燃料部門は原子燃料調達関係の業務を所掌していると。
0:07:02	統合前では本部間での情報共有や、原子力部門からの原子燃料手配に基づく原子燃料調達等の案件ごとの対応を実施し、
0:07:13	各本部の権限のもとで本部を跨ぐ業務運営をしていた。
0:07:18	本部の連携はあったものの、本部の、
0:07:22	分掌事項に踏み込んだ検討や原子炉運用サイクル事業を初めとする原子燃料に係る環境変化に着実に対応するためさらなる連携強化が課題となるということで、
0:07:34	本部間を跨ぐ形、業務運営ということと、その業務の流れがわかるようにフローで示してございます。
0:07:42	下の図にあります通り、原子力技術部門、緑で示している箇所につきましては設計を担当しておりまして、燃料の設計開発、それから供給者の技術的評価、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	供給者の背到達文書の作成、供給者の選定依頼までを担当してごさいます。
0:08:03	その業務を経て、原子燃料部門に引き継ぎを行いまして見積もり依頼、それから、見積もり内容の評価、価格交渉、調達先先生、
0:08:15	契約締結等の業務を行うということでございます。このことから、原子力、
0:08:23	総合燃料に係る調達の中での1年、設計調達までの流れとしましては、原子、原子力技術部門の方で
0:08:36	燃料設計それから供給者の技術的評価を行っておりますが、
0:08:42	原子燃料部門におきましては、調達関係の業務のみ実施しているというご説明をさせていただいております。
0:08:53	資料の内容については以上です。
0:08:59	原子力規制庁スズキです。
0:09:03	まずですね調達IIという言葉、これは一般的には、
0:09:14	補足説明資料、一井の1ページの
0:09:18	調達フローのところで、言っている調達、供給者の
0:09:26	技術的評価から始まって、実際に契約締結して、
0:09:32	それから製造されたものを、納品があって研修して、
0:09:39	いくと、その流れがあるわけですがけれども、
0:09:46	一方ですね、保安規定として定めなきゃいけない。
0:09:51	内容ってのは保安に関する、
0:09:54	業務の部分でして、
0:09:59	前回のヒアリングのときにも引き合いに出しましたけれども、
0:10:07	品質管理の、
0:10:09	基準規則、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する、
0:10:16	規則ですね。
0:10:17	その解釈も含めてですね、
0:10:21	30、
0:10:30	34条の調達プロセスの
0:10:33	条文を見ますと、
0:10:42	供給者の技術的評価に当たる部分は34条の3項4項5項の、
0:10:49	ところになるんですけども、補足説明資料4を見ている限りにおいては、
0:10:56	その、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	条項については、原子力技術部門が、
0:11:03	実施しているように見えて、34 条の他の。
0:11:11	項目ですけれども、それについても、
0:11:15	少なくとも 2 コウノ、
0:11:21	については、おそらく原子力技術部門でしょうし、
0:11:26	6 項については明確にこの資料には、
0:11:30	書いてありませんけれども、
0:11:33	調達した物品を維持運用していくと。
0:11:39	そのための技術情報っていうのを、
0:11:42	定めるというのもおそらく、
0:11:46	燃料の設計開発に絡んでくるところだろうから、多分技術部門なんだろうなっていうふうに読めるわけですね。
0:11:55	そうすると、もともと、保安規定に書いてあった調達先の、
0:12:01	評価選定等っていうのが、補足説明資料でいうと、
0:12:07	1 ページの下側の絵でいうと、青色の枠で、右から二つ目の、
0:12:14	これは単純に技術的評価がなされて、認められた調達先から、
0:12:24	価格的に折り合うところがどこかという商取引の
0:12:29	調達先選定、というふうに読めるので、
0:12:34	保安の業務に関する話と商取引は関係ありませんから、
0:12:40	商取引の
0:12:42	内容しかないように見える、原子燃料部門には、
0:12:46	保安の業務がないように見えるというふうに我々は思うわけです。
0:12:52	そうすると、
0:12:55	本当に
0:12:57	これまで、
0:12:58	保安規定に記載されていた原子燃料部門って、
0:13:01	保安の業務として何の職務、その部門長は何の職務を負っていたんですかってところが、やっぱりよくわからない。
0:13:10	ということなんですけれども、私の資料の読み方は正しいですか。実際に本、実際の原子燃料部門の
0:13:20	部門長の職務っていうのは商取引だけなんではないですか。そこを説明してください。
0:13:34	両取引だけで回答して大丈夫です。併合に該当するっていうのは、商取引だけでもそこ該当するという意味。
0:13:46	もともとの経緯は、根人事部も保安活動を入れてなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:52	そこで国から言われて、今マイク入ってますよ。
0:14:01	失礼しました。
0:14:35	原子力規制庁スズキです。
0:14:38	ちょっと時間かかるようであればちょっと別の側面での聞き方もあると思 っているので、そこも申し上げておきますけれども、
0:14:51	補足説明資料 3-1 ページの両括弧 2 の、
0:14:56	一段落目のところで、まず、原子燃料部門は、そもそも、
0:15:05	原子力部門の外に今あるので、
0:15:10	原子力、原子燃料部門からしてみると別の部門のところで定める。
0:15:16	原子燃料手配計画に基づく原子燃料調達等の案件ごとの対応調整。
0:15:24	これが、
0:15:28	まず何なのかっていうところとそこに原子燃料部門が原子力部門に入り 込んでいって、その対応調整までするというのが、
0:15:37	これがやっぱり何なのかよくわからなくてですね。
0:15:40	素行の説明は下のフローチャートには入っていないので、その部分に 法案の業務があるのであればそこを明確にしていきたいなというふ うに思い
0:15:50	ます。そこも含めてお答えください。
0:15:55	はい。そうしました。すいません所長お時間いただけますでしょうか。
0:16:00	はいわかりました。そちらからお声掛けいただいて説明を始めてくださ い。
0:17:44	九州電力の植村でございます。お待たせいたしました。江藤。まず原子 燃料部門が法案の業務を行っているかどうかにつきまして、回答させて いただきます。
0:17:56	原子燃料部門の原子燃料手配計画に基づく原子炉の調達等の案件ご との対応調整等と記載しておりますが、こちらの業務につきましても、保 安の業務として実施しているところでございます。
0:18:21	よろしいでしょうか、原子炉規制庁杉です。具体的にそれは設計なのか 工事なのか、何の対応調整をされているんですか。要するに原子燃料 調達等の案件ごとのって言うてるから。
0:18:35	こん次のサイクルで使う燃料もしくは自治サイクルで使う燃料の、
0:18:40	調達をしていこうという個別調達の話をしているんだと思っていまして、
0:18:46	それをするとき、
0:18:50	例えば何体、調達してこなきゃいけないというような調整を、
0:18:55	するだとか、そういったことであれば、それは設計に関わる話ですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:01	そうじゃなくて単純に決められた、体数だとか、仕様だとかそういった現象基準を定めたものを、
0:19:12	何か別の対調整をして
0:19:17	調達してこなさやいけないという何かワンクッション挟む何かがあるということなのか、具体何なんでしょうか。
0:19:31	本店、原子力技術部門、
0:19:36	原子力側で、体数を決定して、また文章に、
0:19:42	次いで両部門さんに通知していると。
0:19:46	これは多分大丈夫。
0:19:49	原子力規制庁スズキすみませんちょっと今の発話はよく聞こえなかったのので、もう少しマイクに近づいてくなどして、明確に発話していただけますか。
0:20:02	申し訳ありません本店、原子力技術部門のリスクの吉永と申します。
0:20:09	当グループ、
0:20:11	グループにおいて燃料の体数を決定して、それを燃料部門さんに通知するというのをやっておりますので、ご理解の通りで大丈夫です。
0:20:19	考えております。以上です。
0:20:22	原子力規制庁するでそうするとそこは通知した先はもう商取引だけなんですか。
0:20:29	結局元市議、原子力技術部門の中で、
0:20:34	今言った、設計に係る仕様、調達仕様調達内容っていうのを定めていて、かつ、
0:20:43	供給者として認められるところの技術的評価も、原子力技術もやっているの、
0:20:49	これらの情報に基づいてあとは、
0:20:53	商取引してくださいっていう通知を、
0:20:57	するだけということですか。
0:20:59	そこには何か対応調整っていう調整事項は特段ないように見えるんですけども。
0:21:09	現状という本原子炉技術の西中です。当然、グループとして
0:21:15	御説明資料3の1ページのフロー図の最後に、緑のフロー図に、最後にございます通り、当初、
0:21:23	減少部門としては、供給者の選定依頼まで、を実施しているといった形になります。そのあとは、燃料部門さん、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:39	はい、原子炉規制庁末田ですから、最後、原子炉規制庁、よろしいですか。
0:21:46	最後の現状技術 5 のフローチャート最後の供給者の選定依頼っていう、ここは、
0:21:52	二つ前の供給者の技術的評価をした例えば、A社とB社がありますここから調達する分には問題ございませんということ原子力技術部門として、
0:22:03	技術的評価をして認めているわけですねだから、
0:22:06	選定依頼するのはA社とB社どちらかから調達してきてくださいっていうことを、調達文書とあわせて、原子燃料部門に渡すということは、それ以降のところは特段、
0:22:20	先ほどの品管の規則の調達プロセスの中で言っているような、
0:22:26	内容が、それ以上ないと思うんですけども、何かしらまだあるということでそれが何か対応調整っていうところなんですかってことを説明して欲しいんですけども。ないんであればないで構わないですよ。
0:22:57	あ、九州電力の原子燃料部門ミヤモト別。
0:23:00	技術部門原子燃料技術部門が制定した中から、我々が選んでるということで、そういうご理解で結構です。
0:23:12	はい、原子力規制庁そういうそうすると
0:23:16	補足説明資料 3 の 1 ページ目の 1 ポツ両括弧 2 の一段落目にある、
0:23:22	原子燃料調達の案件毎の対応調整というところについては、特段、
0:23:29	原子力部門の内外跨ぐ必要もなく、何対どの仕様のを、
0:23:37	上どこから調達して欲しいということ、原子技術現象技術部門がもう決めているので、
0:23:45	原子燃料部門が外にあるが中にあるが、原子燃料手配計画等にも関わってこないということですよ。
0:23:56	そうすると原子燃料部門ってのは要するに、保安の業務の蚊帳の外だというふうにかよ、思えないので、
0:24:02	ちょっと
0:24:04	一段落目のところの原子燃料調達関係等の業務っていうそこをはっきりちゃんと書かれないと、
0:24:12	ここんところははっきりしないですし、
0:24:14	もし保安の業務、
0:24:16	関わってないっていうことであれば、
0:24:20	保安規定から外すということになると思うので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:24	その辺も含めて
0:24:27	当補正も含めた検討をしていただきたいなというふうに思います。
0:24:33	よろしいですか。
0:24:35	九州電力、原子炉技術部アガツマです後改めてご説明させていただきます。
0:24:42	技術部門で、その繰り返しになるんですけども技術的評価を、現職部門で技術評価をして、先ほど鈴木さんがおっしゃった通り、それ、その経営者B社、
0:24:54	例えば、形になるんですけどもその中から、選定してくださいという選定依頼をして、その選定依頼をした上で契約部門、燃料部門の方で、
0:25:05	その選定結果を通知を我々の原子力部門の方に通知するんですけどもそういった声が現在保安活動の中でやっておりますので、
0:25:17	今、現在ほぼ領分が法案、
0:25:22	の体制の中に入っているといった形になっております。
0:25:25	以上です。
0:25:29	減少規制庁すげそうすると、
0:25:40	先ほどの濱観音規則でいうと 34 条の、
0:25:45	5 項、
0:25:47	辺りで、
0:25:53	孔口じゃないのかな。
0:25:59	はい。
0:26:01	死ねる技術部ヨシナガ杉田頻繁規則では 3、今の選定に関しては、3 番になっておりまして 3 番の原子力技術部門、原子燃料部門に跨ると。
0:26:10	いうふうに理解をしております、
0:26:14	先ほど言った 3 番に技術的評価を書いてそれは当然元職員がやっている、その中で、選定結果の通知というのが最終的に、補足説明資料の
0:26:25	1 ページのフロー図の青アオキの三つ目になるんですが、調達の選定という形の、その選定の、
0:26:35	線量を通知するといったところは、確実に 6 番の業務はなっております。
0:26:41	以上です。
0:26:59	原子力規制庁数です。
0:27:14	やはりその 34 条の 3 項っていうのは、
0:27:19	調達先の能力をしっかりと評価した上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:24	選定していきなさいと言ってるので、それは、
0:27:27	例えば技術原子燃料、原子技術部門、原子力技術部門が、
0:27:34	自分たちが定めた燃料の設計或いは仕様を、或いは調達に関する留意事項だとかを調達文書に、
0:27:43	最終的に定めるにあたってそれらを実際に
0:27:49	実行できる能力を有している調達先かどうかということをしっかり評価するルートを、
0:27:58	或いはそれらを、恒常的に
0:28:05	調達先、供給者、
0:28:07	それを認めるのであれば例えば定期的に品質保証部門なりが、
0:28:12	外部監査をかけて維持できてるかどうかを見ていくと、そういうことを、
0:28:19	求めているのであって選定、どこを選定したかというところを、
0:28:29	記録の中でしっかりしていくっていうのは個別の調達の
0:28:36	記録としていくものだと思うので、ちょっと参考の内容ではないかなというふうに個人的には思うんですね。
0:28:44	一方で
0:29:02	調達したものが、
0:29:05	要求している仕様だとかそういったものを満たすかどうか。
0:29:10	或いは品質レベルを満たすかどうかというところ。
0:29:14	については、
0:29:27	個別の調達物品の管理のところになるので 35 条の
0:29:38	内容なのかなっていうふうには思うんですけどももし今の原子燃料部門の
0:29:46	調達先選定結果、これを通知する、原子力技術部門なり、
0:29:55	原子力部門の外にある原子燃料部門から原子力保護に通知すると。
0:30:01	そういうことであれば、
0:30:07	34 条の 6 項、
0:30:11	とか、そのあたりの、
0:30:14	必要な技術情報の内数
0:30:18	として、記録していく。
0:30:21	んのかなって気もするんですけど。
0:30:24	ちょっと参考に当てはまりますというところは私自身はな。何となく納得できないところです。ただ、
0:30:32	とりあえず、商取引以外に、法案の業務っていうのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:39	選定先を、調達先を選定した結果を知らせると、この行為ガス保安の業務の一環だということであれば、
0:30:50	現在の保安規定に書いてある、調達先の評価選定等ではないと思うので、
0:30:56	ちょっとその辺は記載を適正化された方が逆にいいし、むしろ原子力技術部門に、
0:31:04	調達先の評価、
0:31:06	というところは、頭残るのかな、入ってくるのかなと思うので、
0:31:13	もう少しその辺を明確にするように、
0:31:18	記載を改めた方が、
0:31:22	保安規定としてはわかりやすいんじゃないかなというふうに、
0:31:26	思いますけど、いかがですか。
0:31:36	九州電力の品質を担当します濱田と申します。
0:31:41	学則値要求されている調達の 34 条ですけども、
0:31:47	3 号、4 号で供給評価及び選定ということで、技術的な観点原子力安全に直結するという観点ではですね、おっしゃっていただいた通り、
0:31:59	ルールを技術部門の方ですね、が実施する技術的能力の強化ということがウエキするものだと、ビジネス通報技術でございます。
0:32:13	その上でくるんだと、進めますという本当に限定して供給者が決めるといふ一連の行為が、利用者として確率にするとかっていうルールだということ、
0:32:27	実際やることはですね原子燃料部門がやることは率的にはもう決められた内容を皆さんちょっと承諾するかということになってきますけれども、そこも含めて、我々保安活動ととらえて体制を整備して、
0:32:39	K-NET構築しているという状況でございます。以上です。
0:32:44	現状規制庁それですみません、話の途中が何かよく聞こえなくなりましたんですけども、
0:32:50	結論としては、原子力技術部門が
0:32:56	実施する、調達のためのお膳立ての後、実際の調達先の決定だけは原子燃料部門がやって、
0:33:07	それについては
0:33:09	原子力技術部門にもお返しするのか
0:33:13	原子力部門の中のどこの部分にお返しするかわからないですけども、そこにしっかり通知をして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:22	調達プロセスの記録をしっかりとっていくと、そういったことだという説明をされたと理解しましたよ。それでよろしいですか。
0:33:33	はい、越前フクハラでございますご認識の通りです。
0:33:37	原子力規制庁数字でそうするとやはり、
0:33:41	供給者の技術的評価だとかそういったところが、品管規則の 34 条の 3 項でいうと、
0:33:54	のところからすると、供給者を評価するということは、
0:33:58	原子力技術部長の職務だと思うので、現状の記載だとその辺が、
0:34:05	よく読めないんですね、現在書いてあるんだと、燃料の取りかえ等に関する業務ぐらいしか読めないの、
0:34:13	何かもうちょっとその辺を明確に書き分けた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。
0:34:20	その辺いかがですか。
0:34:27	gage燃料技術グループの吉永です。原子力技術部長の、その年度取りかえ等というところで曖昧で、技術的評価の記載を追加するかどうかについては
0:34:38	検討させていただきます。以上です。
0:34:41	原子炉規制庁杉ですお願いします一応それは、
0:34:44	本規定の審査基準の適合についての説明をしていただく上では必須のことだと思うので、
0:34:51	そこをしっかりと
0:34:54	適合を説明できるように、
0:34:58	ご検討ください。
0:35:02	ちょっと
0:35:04	全体的な確認したいことは、
0:35:08	以上なんですけれどもちょっと細かいところで、資料の書いてある内容を、
0:35:14	追加で確認したいと思います。今の補足説明資料 3 の、
0:35:20	1 ポツ両括弧 2 のところで、フローチャートの下のタイトルのところで原子燃料括弧燃料集合体調達というふうに、
0:35:29	なってますけれども、この
0:35:32	この言い方っていうのは、ペレット成型加工から、
0:35:37	構造部材の製造から組み立てまで、それらを総称した言い方をここで言っているという、そういうふうにとらえてよろしいですか。
0:35:52	原子燃料ミヤモトです。それで結構です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:57	原子力規制庁数です理解しました。それからですね。
0:36:04	今の両括弧 2 のところで、3 段落目のところまでですね、
0:36:11	要するに今回の組織改正をする上でなぜ原子燃料部門が、
0:36:18	原子力部門の中に入り込まないといけないのかってところが、やっぱりあまりよくわからなくてですね、そこを我々審査する立場ではないので、
0:36:29	計画ということではないんですけど、
0:36:31	これをやることのメリットが何かよくわからなくてですね、
0:36:47	何で燃料だけ。
0:36:49	そういうことをやらなきゃいけないか。
0:36:52	一方で
0:36:55	その他の調達を行う。
0:36:58	ところが多分資材調達ぶ一じゃないかなあと思ってこれは相変わらず、
0:37:04	原子力部門の外にあって、
0:37:07	職場外の方が、
0:37:09	いいという、
0:37:10	ことなのかっていうところがちょっと
0:37:14	過去の経緯とかあって、いろいろあって、今回の組織改正があるのかもしれないんですけど、
0:37:21	原子力、原子燃料部門ってのは結局、
0:37:25	他の
0:37:28	発電事業だとか一切関係なくないので、結局原子力部門の中にあつた方がいいというそれだけの理由なんですかね。
0:37:37	九州電力原子力運営グループの山下です。ご理解の通りで資材調達部門はですね前職だな。全社横断的な調達を行いますので、今回の組織統合には入りませんが、
0:37:51	新営業部門さん現職に特化した調達をされてますので、今回統合してちょっと連携強化を図ると、そういう目的でございます。以上です。
0:38:00	院長規制庁鈴木です。理解しました。
0:38:11	ちょっと今後のこの審査の進め方たにもなってしまうんですけども、
0:38:18	現状これまだ審査会合をやっていなくてですね、先ほどの、
0:38:24	原子燃料部門のところに法案の業務がやはりあるんだというところで保安規定のところは、
0:38:32	ちょっと書き方はあるかもしれないけれども、原子燃料部長ってのは、当然、保安規定ん中に残るものと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:40	いうところは理解したんですけど、一方で別途申請されている玄海の5号燃料導入等の設置変更の方では、
0:38:51	原子燃料部門が登場してこないで、この辺のところは
0:38:56	関連スルー申請の審査として
0:39:01	午後燃料設置変更の方の審査会合の中でも明確にしたいなというふうに思っていますね。
0:39:10	その場この話もあわせて、
0:39:14	してもらった方が、話は早いのかなというふうに思っていますんで、そこで話をしてもらうにあたってちょっと今話し口頭で聞いたようなところ。
0:39:25	ていうのが、文字づらでもちゃんと書いてあった方が、
0:39:29	話はわかりやすいと思うので、記載をもうちょっとわかりやすく、
0:39:35	していただくのが、明日いただいた方がいいかなあというふうに思うんですけども、その辺のところを今後ちょっと対応をお願い。
0:39:45	することになるかもしれないということをご承知おきください。よろしいでしょうか。
0:39:53	はい。九州電力江村です承知いたしました。
0:39:57	あ、それから
0:39:59	よろしいでしょうか。
0:40:00	減収規制庁スズキですどうぞ。
0:40:04	先ほど品管規則の30条の3項に関するご説明をさせどうぞをいただきましたが、4項5号についてもちょっと補足して説明させていただきたいことがありますかよろしいでしょうか。
0:40:18	原子炉規制庁鈴木ですどうぞ。
0:40:21	はい。原子炉技術局の須永です。衛藤。
0:40:24	計画全体でご説明させていただきますけども、鈴木さんが冒頭ということで、ご説明がありますご発言がありました通り30条の1項1、
0:40:35	続きまして2項3項、
0:40:39	5項6項というのがあります、原子力技術部門、原子力発電本部として単独でやってるものとしては、現行の制度では、2項、
0:40:49	6の調達先の減少というふうに整理しております。3項は、両部門、原子力1年、燃料部門が、
0:41:01	該当するというふうに説明させていただきました通りで、4項2款4項の調達の選定評価選定に係る判定基準、
0:41:11	ということに関しては原子力技術部も経営営業部も判定基準を定めているといったところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:18	両方該当するというふうに考えております。後なんですけどもこちらは、記録の管理ということで、ちょっと参考の結果について記録を管理するという形になっておりますのでこちらは参考が当然該当していますのでこちらも量、
0:41:35	両部門とも該当するといった整理になっております。私からは以上です。
0:41:42	原子炉規制庁鈴木です。5項については実施者がしっかり記録していくことは理解しているのでそこはいいんですけど、
0:41:51	ちょっと4項の説明は、何か疑問があつてですね、
0:41:58	その判定基準が、原子力技術部門と原子燃料部門それぞれ持っているって、
0:42:04	んなると。
0:42:06	やっぱり何かしらその一定の基準、
0:42:10	が定まってないように聞こえるんですね。
0:42:14	調達品の供給者としての、
0:42:18	能力、これ以上ないといけない、或いはこういう、
0:42:22	QMSを持ってなきゃいけないだとかっていうそこまで突っ込んでいった。
0:42:29	としてもですね。
0:42:32	基準はやっぱり一つしかなくて、ただ、
0:42:35	見るべき範囲が、
0:42:38	もう分担してるんですっていうことであればそれはわかるんですけども、
0:42:42	判定基準が二つあるっていうのはちょっとよくわからないんです。そこもう1回ちょっと説明していただけますか。
0:42:55	九州電力の今出所長お待ちいただけますでしょうか。
0:42:59	吉尾規制庁スズキですわかりました発言の際、お声掛けください。
0:44:12	江藤原子力により原子エネルギーグループの吉永です。まず、原子力発電本部の参考の該当する
0:44:20	判定基準の例について説明させていただきます。当然、等分といたしましては技術的能力供給者に技術的能力がある。また、
0:44:31	その納入調達品の使用実績がある、使用実績の有無等を各判定基準と定めてやっておりますので当然と、当分としては、技術的な判定基準を持ってやっているといった形になっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:46	電気燃料のミヤモトです。そのような技術的評価を受けた後に、先ほど言われた商取引という言葉을挙げますとその取引量、
0:44:57	商取引として燃料集合体を調達する契約を結ぶまでの判定基準が原子燃料部門にあるというふうな流れで調達しているということです。以上です。
0:45:10	原子力規制庁スズキです。そうすると何か4行のところは、
0:45:14	原子燃料部門は、保安に関する業務じゃなくてどちらかというと、商取引上の、
0:45:20	支払い良いに関する、与信のところの関連だとか、要するに
0:45:29	9先が部品を調達してくるところで、
0:45:33	何か不渡り出したりとかしてないかとかそういう経営的な安定性みたいな、或いは信頼性、信頼性みたいなところを見ているように聞こえるので、
0:45:44	ちょっと品管規則の30条の、
0:45:49	4項2の判定基準ではないかなっていうふうな、
0:45:53	気はしましたのでちょっとその辺を説明する際は注意された方がいいかなというふうに思います。
0:46:02	説明が以上でしたら、こちら、
0:46:05	規制庁側から他に何か、
0:46:09	他にはありませんので
0:46:13	以上にしたいと思いますけれども、今日の資料以外のところで今後のスケジュールも含めて、発言等ありましたらお願いします。
0:46:38	九州電力の植村でございます。本日いただきました資料内容修正それから見直しにつきまして検討した上で改めて資料を提出させていただきました。
0:46:50	いただいた上で、スケジュールの調整とさせていただければと思います。以上です。
0:46:56	保健所規制庁杉です。了解しました。今日午後、
0:47:00	玄海は、原子力発電所の高燃焼度燃料等の設置変更のヒアリングがありますので、そちら側にも、原子燃料棒の話が変わってきますので、
0:47:12	そこでの話含めて
0:47:17	先ほどちょっと少し言いましたけれども、そちら側の審査会合と合わせて説明をしていただくような形になるようであれば
0:47:27	審査会合の資料とし、として説明できるようなものを用意いただいた方が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:33	いいかと思えます改めて作る必要もなく別に今の補足説明資料で、
0:47:38	説明されて、審査会合の中で説明されても別に構いませんので、
0:47:42	なるべくわかりやすく、
0:47:48	保安規定の
0:47:50	認可申請の審査に、
0:47:53	の、に係る内容としてしっかり説明をしていただけるような資料作りしていただければいいかなというふうに思います。
0:48:01	規制庁側からは、以上になります。よろしければ、本日のヒアリングこれで終了します。ありがとうございました。
0:48:11	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。